

事務連絡
令和3年7月8日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について
(周知)

平素から新型コロナウイルス感染症対策の推進に協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の効果的な推進のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の6第3項又は法第45条第3項に基づく命令について、当該命令に従っていないことが確認された施設名等を公表する際には、下記の事項にご留意ください。

記

1. 都道府県知事が地方裁判所へ命令違反の通知を行った場合の施設名等の公表について
 - (1) 命令期間内に公表する場合の取扱い
 - 命令を受けた施設等が未だ当該命令に従っておらず、その旨を利用者に広く周知することが重要である場合には、当該施設名等を公表することは差し支えありません。
 - (2) 命令期間終了後に公表する場合の取扱い
 - 命令違反の通知を行った事実を公表することによって、利用者の合理的な行動の確保につながらないことを踏まえ、当該施設名等を公表することは法の趣旨を踏まえれば、認められません。
 - 他方、命令違反の通知を地方裁判所に行った件数については、今後の命令の実効性を確保する観点からも、積極的な公表が望ましいといえます。
2. 都道府県知事による、地方裁判所における過料決定の把握について
 - 過料事件通知書を管轄の地方裁判所へ通知した都道府県知事は、適時に管轄地方裁判所へ謄本請求を行うことにより、裁判結果について把握してください。

- なお、その際には東京都において当該謄本請求が東京地方裁判所において認められていることも参考に対応してください。
3. 過料を科すことが決定した施設名等の公表について
- 非訟事件は原則非公開の手続きであることから、謄本請求が認められたとしても、過料を科すことが決定した施設名等の公表については、非訟事件手続法の趣旨を踏まえれば、認められません。
 - なお、過料決定の件数については、不利益情報の公表とは考えにくいため、公平性を担保する観点からも、積極的な公表が望ましいといえます。

以上

(本件連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(法令班)

担当者：渡邊、武智 TEL：03-6257-3085